

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第68号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）温泉法（昭和23年法律第125号）による同法 <u>第19条第1項</u>の登録に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（3）～（10）略</p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）温泉法（昭和23年法律第125号）による同法 <u>第15条第1項</u>の登録に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（3）～（10）略</p>

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。